

## 公益財団法人三重県産業支援センター専門家登録要領

### (通則)

第1条 公益財団法人三重県産業支援センター（以下「支援センター」という。）が実施する専門家派遣事業等で派遣する専門家の登録及び更新等については、この要領に定めるところによる。

### (専門家の要件)

第2条 支援センターに登録する専門家は、中小企業者等の経営課題についての的確に分析、診断、助言等を行うことができる専門性の高い知識、技能、経験等の能力を有していなければならない。

2 支援センターが登録を求める専門家の分野は、別表1のとおりとする。

### (専門家登録の申請)

第3条 支援センターの専門家として登録を希望する者は、専門家登録申請書(様式1)に次の各号の書類を添えて支援センター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 支援実績、専門性を有することを明らかにする書類等
- (2) 専門家登録誓約書（様式2）

### (専門家登録審査)

第4条 理事長は、専門家登録申請書(様式1)を受理したときは、別に定める専門家登録審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催するものとする。

2 審査委員会は、次の各号を総合的に勘案し、専門家としての適性を審査する。

- (1) 申請者が有する知識、技能、経験等の専門性の程度
- (2) 支援実績の有無及びその内容、程度
- (3) 専門分野に関連する主な職歴
- (4) その他専門家として適当と認められる事項

### (専門家の登録及び登録期間)

第5条 理事長は、審査委員会の審査結果を参考に登録の可否を判定し、専門家の登録を行うものとする。なお、理事長が特別の事由により登録が必要と認める場合は審査委員会の審査結果に依らず専門家登録を行うことができる。

2 理事長は、専門家の登録を行ったときは専門家登録決定通知書（様式3）をもって当該専門家に通知するものとする。

3 専門家の登録期間は、登録を行った年度の次々年度の3月31日までとする。

### (専門家登録の更新手続)

第6条 登録の更新を希望する者は、登録期間が終了する年度の1月1日から2月15日までに専門家登録更新申請書(様式4)に次の各号の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 更新前の登録期間中に行った支援実績等が分かる書類等
- (2) 更新前の登録期間中に新たに資格を取得した場合は、資格を証する書類の写し
- (3) 専門家登録誓約書(様式2)

2 理事長は、専門家登録更新申請書(様式4)を受理したときは、第4条第2項に定めるもののほか、支援センターが実施する専門家派遣事業及び公的制度による支援実績を加味して審査を行い、適当と認められる者を更新登録するものとする。

3 理事長は、専門家登録の更新を行ったときは専門家登録更新決定通知書(様式5)をもって当該専門家に通知するものとする。

### (専門家登録の取下げ)

第7条 登録専門家は、やむを得ない事由があるときは、専門家登録の取下げを申し出ることができる。

2 専門家登録の取下げを希望する者は、専門家登録取下げ届(様式6)を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、専門家登録取下げ届(様式6)を受領したときは、内容を確認のうえ速やかに当該専門家の登録を抹消するものとする。

### (専門家登録の取消)

第8条 理事長は、登録専門家が次の各号の一に該当する場合には、専門家登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 支援センターまたは専門家派遣事業の信用を著しく傷つけた若しくはそのおそれがあると認められる場合
- (2) 病気等により診断・助言の業務に堪えられないと認められる場合
- (3) 刑罰に処せられたと認められる場合
- (4) その他登録専門家として不適格と判断される場合

2 理事長は、前項の処分を行うときは、原則として該当者に聴聞の機会を与えるものとする。

3 理事長は、専門家登録を取り消した場合、専門家登録取消決定通知書(様式7)をもって通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成23年9月20日から施行する。
- 2 施行日前に決定した専門家登録については従前の例のとおりとする。

附 則

- 1 この改正は平成24年4月2日から適用する。

附 則

- 1 この改正は平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は平成28年7月1日から適用する。

別表 1

## 専 門 分 野 分 類 表

分野記号	分 野 名
A	経営革新
B	地域資源活用
C	農商工連携
D	創業
E	事業再生及び再チャレンジ
F	ものづくり
G	I Tを活用した経営力強化
H	雇用・労務関係
I	資金繰り
J	販路拡大・販促支援
K	契約・取引
L	その他

専 門 家 登 録 申 請 書

正面撮影写真  
上三分身  
無帽、無背景  
縦 4 cm × 横 3 cm  
6 ヶ月以内のもの

公益財団法人三重県産業支援センター 理事長 あて

三重県産業支援センター専門家として登録したいので、次のとおり申請します。

【1 申請者】

ふりがな		生 年	年 月 日
申請者名		月 日	
企業名 (所属)			
住 所			
電 話		FAX	
E-Mail		URL	

【2 専門家として支援できる内容】

<p>1. 専門分野（別表 1 の専門分野分類表から記入）                  分野記号： _____ 分野名： _____</p> <p>2. 支援できる具体的内容</p> <p>3. 上記に関連する保有資格、知識、技能、経験等</p> <p>4. 上記に関連する支援実績の有無及びその内容（対象者、時期、期間等を明記）</p>
--

- ※ 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること
- ※ 保有資格がある場合は、資格を証する書類の写しを添付すること
- ※ 補足説明資料があれば、添付すること

**【3 専門分野に関連する主な職歴】**

時期（期間）	勤務先・役職等	具体的職務内容

**【4 自己PR】**（企業支援に対するポリシーやこれまでに説明しきれなかった事項等の自己PRを具体的且つ簡潔に記入してください）

※ 専門家登録誓約書（様式2）など必要書類を添えて公益財団法人三重県産業支援センター（三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル5階）まで提出してください。

## 様式2

### 専門家登録誓約書

私は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「支援センター」という。）の専門家登録を行うにあたり、下記の内容のとおり誓約します。

#### 記

1. 支援センター専門家登録要領及び専門家派遣事業実施要領を順守すること。
2. 専門家派遣業務により職務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。
3. 専門家派遣業務により職務上必要がある場合のほか、みだりに支援センターの名称、または登録専門家の名称を使用しないこと。
4. 支援センターから依頼を受けた業務と自己の業務を明確に区別し、みだりに支援センターの専門家登録を受けていることを明示しないこと。
5. 登録専門家として、また専門家派遣業務に従事するにあたり、信義に従って誠実にこれを履行し、不慮の事故、不測の事態に遭遇した場合は、自己の責任において誠実に対応し、速やかに支援センターに報告すること。
6. 私（所属する団体、企業を含む）が、下記の各号の一に該当すると認められた場合、専門家登録の取消処分があっても異議を申し立てないこと。

- 1 本人、法人等又はその役員等が、暴力団関係者と認められる場合
- 2 本人、法人等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- 3 本人、法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- 4 本人、法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
- 5 本人、法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- 6 本人、法人等又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合

令和 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター理事長 あて

住 所：(〒 )

氏 名：

印

様式3

三産支第 号  
令和 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター専門家登録決定通知書

様

公益財団法人三重県産業支援センター理事長

公益財団法人三重県産業支援センター専門家登録要領第5条の規定により、下記のとおり専門家の登録を行ったので通知します。

記

登録番号（ID）	
専門家登録を行う者の氏名	
登録年月日	令和 年 月 日
登録期間	令和 年 月 日まで
備考 （連絡事項等）	

専 門 家 登 録 更 新 申 請 書

正面撮影写真  
上三分身  
無帽、無背景  
縦4cm×横3cm  
6ヵ月以内のもの

公益財団法人三重県産業支援センター 理事長 あて

三重県産業支援センター専門家登録の更新を次のとおり申請します。

【1 申請者（登録専門家）】

ふりがな		生 年	年 月 日
申請者名		月 日	
企業名 (所属)		登 録 番 号	I D :
住 所			
電 話		FAX	
E-Mail		URL	

【2 更新前の登録期間中に行った支援実績の概要】

(時期、期間、支援先企業、経営課題、支援内容等を記入してください)

1	
2	
3	

- ※ 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること
- ※ 実施機関の別なく申請者が期間中に実施した内容を記載すること
- ※ 補足説明資料があれば、添付すること

【3 資格の変動の有無】

保有資格の変動の有無	有 り ・ 無 し
(変動があった場合、その内容)	

- ※ 新たな資格を取得した場合は、資格を証する書類の写しを添付すること

#### 【4 専門分野の変更の有無】

専門分野の変更の有無	有　り　・　無　し
<p>(追加する分野がある場合)</p> <p>1. 追加する専門分野（別表1の専門分野分類表から記入） 分野記号：_____ 分野名：_____</p> <p>2. 支援できる具体的内容</p> <p>3. 上記に関連する保有資格、知識、技能、経験等</p> <p>4. 上記に関連する支援実績の有無及びその内容（対象者、時期、期間等を明記）</p>	
<p>(削除する分野がある場合)</p> <p>1. 登録削除する専門分野（別表1の専門分野分類表から記入） 分野記号：_____ 分野名：_____</p>	

※ 記入欄が不足する場合は、欄を追加すること

※ 補足説明資料があれば、添付すること

#### 【5 その他連絡事項】

(専門家派遣事業に関するご意見や連絡事項等がある場合は、お気軽にご記入ください。  
また、記載内容が更新手続きの不利益として扱われることはありません)

--

※ 専門家登録誓約書（様式2）など必要書類を添えて公益財団法人三重県産業支援センター（三重県津市栄町1丁目891三重県合同ビル5階）まで提出してください。

様式5

三産支第 号  
令和 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター専門家登録更新決定通知書

様

公益財団法人三重県産業支援センター理事長

公益財団法人三重県産業支援センター専門家登録要領第6条の規定により、下記のとおり専門家登録の更新を行ったので通知します。

記

登録番号（ID）	
専門家登録の更新を行う者の氏名	
更新後の登録期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
備考 （連絡事項等）	

様式6

令和 年 月 日

専門家登録取下げ届

公益財団法人三重県産業支援センター理事長 あて

登録専門家氏名

印

公益財団法人三重県産業支援センター専門家登録を取下げたいので、下記のとおり届けます。

記

登録番号 ( I D )	
氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
取 下 げ 事 由	

様式7

三産支第 号  
令和 年 月 日

公益財団法人三重県産業支援センター専門家登録取消決定通知書

様

公益財団法人三重県産業支援センター理事長

公益財団法人三重県産業支援センター専門家登録要領第8条の規定により、下記のとおり専門家登録を取り消したので通知します。

記

専 門 家 登 録 を 取 り 消 す 者 の 氏 名	
取 消 年 月 日	令和 年 月 日
取 消 事 由	